



寒川町の特産品・推奨品を募集します

これまで寒川町内の特産品として認定してきた「イースブランド」を2011年度にリニューアルを行い、特産品・推奨品を募集し特産品17品・推奨品9品が認定されています。

2026年度も、皆様の事業所で「この商品を寒川町の特産品にしたい」と考える商品をご応募ください。審査会を開催し、特産品・推奨品として認定いたします。

～「イースブランド」とは～

ブランドの正式名は *E'S SAMUKAWA* (イース サムカワ) です。*E*は *ECOLOGY* (生態)、*EARTH* (地球)、*ENVIRONMENT* (環境) を表し、*S*は寒川、湘南を表しています。

町内の各産業(農業、工業、商業、観光)が互いに協調し、協力を深め、各産業ならびに町産業全体の活性化と町のイメージアップを図ることをねらいとして平成7年4月からスタートしています。

～2011年度から認定している新「イースブランド」とは～

これまでの「イースブランド」のねらいをそのままに、明確な審査基準を設けて審査会を開催し、寒川町を代表とする商品に対して認定します。

また、新しい「イースブランド」は寒川町との関わりから<特産品>と<推奨品>に分類します。

イースブランド<特産品>

商品の生産地(加工含む)が町内で、独自性(他が真似しにくい)のあるもの。

<基準>

- ・寒川町内で生産された原材料を使用するか、または寒川町内で製造や栽培される商品(農産物含む)
- ・寒川町との関連性があり、品質、味、機能等で魅力のある商品

イースブランド<推奨品>

寒川町の商品として評判良く、有名なもの。

<基準>

- ・寒川町内で生産された原材料を使用しておらず、かつ寒川町内で製造や栽培されていない商品
- ・寒川町内での寒川町とゆかりがある商品として販売実績があり、魅力のある商品

応募の際に、分類して応募してください。

(応募資格は、寒川町内の事業者に限ります)

～認定までのスケジュール～

【募集対象者】

寒川町内で事業を行っており、安定して商品を提供できる事業者及び団体。

但し、応募商品は従来認定された商品を含め1事業所3商品までとさせていただきます。

(参考：昨年度1品認定 → 今年度2品まで、昨年度2品認定 → 今年度1品まで、
昨年度3品認定 → 今年度はなし)

【募集期間】

令和8年6月1日(月) ～ 令和8年6月30日(火)

【提出先】

寒川町特産品認定制度運営委員会事務局(寒川町商工会内)

申込書に必要事項を記載の上、寒川町商工会に提出してください。

【認定審査会】

令和8年8月中旬(予定)

※ 応募商品について、簡単にプレゼンテーション(1事業者10分程度)をしていただきます。

【認定品発表】

令和8年9月下旬(予定)

～「イースブランド」認定品について～

【認定されるメリット】

- ・寒川町商工会で作成する「特産品マップ」への掲載
- ・商工会が関わる物産展への優先出展
- ・寒川町特産品サイト(商工会管理)への掲載
- ・地元新聞等への記者発表

【登録料と認定証交付】

認定された商品に対しては、認定証を交付します。

また、**認定登録料を1商品あたり3,000円(税込み)**とします。

【マークの使用】

認定された商品は、イースブランドマークを使用することができます。

商品PRに活用してください。

問合せ先

寒川町特産品認定制度運営委員会事務局

寒川町商工会 担当 小清水

寒川町宮山141-1

TEL 0467-75-0185

FAX 0467-72-1224

e-mail samukawa@k-skr.or.jp